

政令番号29 1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和元年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品等	農薬	農業用以外 殺虫剤	その他	
1	北海道								
2	青森県							2.0E+0	2.0
3	岩手県							8.0E+0	8.0
4	宮城県							6.0E+0	6.0
5	秋田県							2.0E+0	2.0
6	山形県							4.6E+1	46.0
7	福島県							3.0E+1	30.0
8	茨城県							1.6E+1	16.0
9	栃木県							6.0E+0	6.0
10	群馬県							1.2E+1	12.0
11	埼玉県							2.0E+0	2.0
12	千葉県							6.0E+0	6.0
13	東京都								
14	神奈川県							4.0E+0	4.0
15	新潟県							1.2E+1	12.0
16	富山県								
17	石川県							2.0E+0	2.0
18	福井県								
19	山梨県							1.2E+2	118.0
20	長野県							8.8E+1	88.0
21	岐阜県							2.0E+0	2.0
22	静岡県							2.0E+0	2.0
23	愛知県							8.0E+0	8.0
24	三重県							2.0E+0	2.0
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府							4.0E+0	4.0
28	兵庫県								
29	奈良県							4.0E+0	4.0
30	和歌山県							4.0E+0	4.0
31	鳥取県								
32	島根県							2.0E+0	2.0
33	岡山県							4.0E+0	4.0
34	広島県							1.6E+1	16.0
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県							4.0E+0	4.0
38	愛媛県							2.0E+0	2.0
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県							4.0E+0	4.0
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
	全国							4.2E+2	418.0